

Title	旧約全書に現れる社会思想 (上)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.1 (1923. 1) ,p.30- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230101-0030

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

舊約全書に現れる社會思想(上)

高橋 誠 一 郎

吾人は最古希伯來傳説の霧を通じて、メソポタミアの谿谷に於て、人口の増加と収益のそれとの不權衡から生じた一種の鬭争の存在を察知することが出来る。アブラムの一族は其の國を出で、其の親族に別れ、其の父の家を離れて神の彼れに示す可き實り多き未知の地の求めて漂浪の旅に出でた。先づカナンカナンの地に至れる彼れと其の一行はベテルの東山に移つたが、饑饉は彼れ等を驅つてエジプトに下らしめた。アブラハムアブラハム(アブラムの後の名)は其の流寓と苦難の長日月を通じて其の宗教的信仰を失はなかつた。神は彼れに顯れて言ふ、我れは全能の神なり、汝我が前に歩みて完全まっぴらかれよと。(創世記第十七章第一節。彼れは其の單純なる宗教思想によつて生活の煩勞と苦闘とに對して健實なる解釋を下すことが出来た。

希伯來人の社會思想は其の團體的苦難から生れ出でたものである。彼れ等の同胞の幸福を念とするは彼れ等が信條の要點であつた。エジプト人はイスラエルの子孫を奴隸として、殆んど何等の支拂ひをも行ふことなく、長時間に亘りて嚴しき勞作と辛き力役とを課した。泥捏どろね、輒作かほら及び田圃の諸勞役などが是れであつた。重荷を負へる其の同胞の一人がエジプト人に打擲せらるゝを見たる若きモーセは一撃の下に之れを斃して沙中に埋めた。モーセは此の椿事を聞きて彼れの命を求むるエブジト正の面を避けてミデアンの地に逃れた。(出埃及記第二章第十ー十五節)。

モーセはミデアンに於て其の同胞の蒙れる經濟的及び社會的不正に就いて熟思した。モーセが曠野の奥に分け入つて神の山ホレブに至りたる時、火に燃えて而も燬けざる柴の中より神はモーセを呼ぶ。「我れ洵にエジプトに居る我が民の苦患なやみを視、又た彼れ等が其の驅使者おいつかものの故をもて號なやぶ所の聲を聞けり。我れ彼れ等の憂苦を知るなり。我れ降りて、彼れ等をエジプト人の手より救ひ出し、之れを彼かの地より導き上りて、善き廣き地、乳と蜜との流るゝ地、即ちカナン人、ヘテ人、アモリ

人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人の居る處に至らしめんとす。今イスラエルの子孫の號呼^{ヨシ}、我れに達る、我れ又たエジプト人が彼れ等を苦しむる其の暴虐を見たり。然らば來れ、我れ汝をバロに遣し、汝をして我が民イスラエルの子孫をエジプトより導き出さしめんと。(同第三章第一—十節)。

神エホバの現前と威力と契約とに勇氣を得て、モーセはエジプトに歸つた。モーセとアロンとはエジプト王に向つて、ヘブルの民をして其の神の爲めに曠野に入りて犠牲を捧げしむ可きことを説く。然も怒れる王は却つて人民の工長及び有司に向ひて従前の如く、彼れ等に甗瓦を造る禾稈を與ふることなく、彼れ等をして往きて自ら禾稈を集めしめ、而も尙ほ従前に等しき數の甗瓦を製造せしむ可きを命じた。而して勞作者等が負擔の苛重を叫ぶや、王は彼れ等を罵り辱めて云ふ「汝等は懶惰し懶惰し」と。民の苦惱は一層其の大を加へた。而も終に神とモーセとはイスラエルの子孫をエジプト人の暴政の下より携き出し、其の苦役を免れしめた。(出埃及記第五、六章)。

人間社會の始初に在つては個人は個人として自己若しくは自己の利益を其の同胞のそれより意識的に區別することがなかつた。換言すれば、彼れは完全に其の社會的周圍と融合して居つた。彼れは單に彼れを創生せる社會の裡に、又た社會の爲めに生きた。自足經濟時代に於ける最初の社會的經濟的團體は氏族であつた。同一の神を有し、同一の祖先を有し、同一の墳墓を有し、同一の言語習慣風俗を有する人類は、管だに心理的に一種の同情を有して一致團結せんとするの傾向あるのみならず、當時に在つては一個人の生産能力は頗る微弱であつたが故に、少しく重大なる事業を行はんが爲めには多數共同して之れに當ることがなかつたならば、之れを完成することを得なかつたのである。従つて全生活、全勞作、全享樂、全支配は悉く皆な共同であつた。個人的利害と個人的財産とは未知のものであつた。個人は完全に氏族若しくは種族の中に溶け込んでゐた。然しながら、人間社會の第一階段が種々なる親近の程度に於ける血族團體を基礎として成立せるの事實は即ち一種の排他、對抗を意味するものであつた。是れ等の團體は内に對しては平和團體であると同時に、外に對しては抗爭團體であつた。異郷に流寓せるヘブル民族は其の抑壓者たり搾取者たる他の民族との争闘に由つて更らに其

の團體的觀念を強固ならしめたのである。エホバは惟り彼れ等の神、ヘブル人の神であつた。エホバは砂漠の神、炎熱の神、烈火の神、外に對しては軍神、内に在つては種族的團結の守護神であつた。

二

北アラビヤ及び東エジプトの漠原より出でたる遊牧民の群れがカナンの地を侵略したのは紀元前第十二世紀のことであつた。カナン人はヘブル人に比して文明の程度遙かに高さものであつた。カナンの文明は種族的組織の時代を去ること遠く、都市には商業行はれ、私有財産は一切の物に對して認められて居つた。勝利者の地位に立てる漂浪の未開民は抽籤によつて征服したる土地を種族の間に分ち、種族は亦た之れを其の家族の間に分つた。土地の個人所有權は初め彼れ等にとつては未知のものであつた。諸種族は分配せられたる土地を以て共同の占有物と看做し、家族は其の種族の利益の爲めに其の土地を保存した。漂浪遊牧の民は爰に定住して農耕の民と化したのであるが、彼れ等が初めて豊饒なるカナンの地の耕作に著手したる當時に在つては、土地保有權に對する峻嚴にして繁多

なる制限の爲めに農業の進歩は著しく阻害せられたるの形跡がある。而も時代の趨勢は終に所有權の發達を促さなければ已まなかつた。半ばは不斷の占有と個別的耕作及び享有の結果として、又た半ばはカナン文明の影響せる結果として、ヘブル人の家族は其の所領を以て彼れ等の完全なる所有と看做すの風を馴致したのである。然しながら、當時に於ける家族財産は讓渡し得可らざるものであつて、イスラエルの子孫は各々皆な其の父祖の所有權を繼承す可きものであつた。男系の絶えたる場合には女子をして之れを相續せしむ可きものであるが、女子は惟り其の同族中に於てのみ配偶者を選ぶの權利を有し、同族謂ゆる其の「父祖の支派の家」以外のものと結婚することを得なかつたのである。斯くの如きはエリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野に於て、エホバがモーセに由りてイスラエルの子孫に命じたる命令と律法との一である。「民數紀略第三十六章」。而して不財産遺贈の權は原始的法理の承認せざりし所であつて、後に至つて單に凡ゆる親族が死滅して其の相續者を發見すること能はざる場合のみに限つて之れを認めたるものである。

然しながら家族若しくは種族財産の制度は固より永遠に持續す可きものではない。イスラエル民族と雖も亦た一般所有權發達の例に漏れず、時代の進みに伴れて個人所有權の制度を採るに至つたものである。賣却及び抵當は舊時の經濟的平等を脅かし、階級的分岐は過去に在つて純一なりし社會に生じた。而も個人財産權が鞏固なる基礎の上に建設せられたる後と雖も、敬虔なる宗教的精神を有し、且つ一方に剛放熾烈なる天分を享有すること豊かなるも、他方に慎重細心なる性質を失はざる彼れ等民族は一般貧民の利益を尊重し、弱者を保護し、彼れ等の運命を緩和するを以て目的と做せる諸般の神法的規定を認めてゐた。橄欖樹は再び振り落す可らず、葡萄園は再び摘み取る可らず、又た壠圃に残れる麥の株は刈り取る可らず、残りたるもの、落ちたるものは總べて寡婦と孤兒と旅客とに屬するのである。隣人の葡萄園を過ぎ、若しくは隣人の壠圃に至るの時、吾人は意の儘に其の葡萄を飽食し、又たは其の手を以て麥の穂を摘み食ふことを許されてゐる。唯だ器うつはの中に果實を取り入れ、鎌を麥圃に入るゝことを禁せらるゝのみである。(申命記第二十三章第二十四、五節)。土地の所有者は六ヶ年の間其の土地の上に播種

し、收穫するの權利を有するものであるが、七年目には必ず之れを休養せしめて、耕作を廢止し、而して同年内に土地の生産したる物は主として貧民の權利に屬す可きものと定められてゐる。斯くの如きは惟り普通の耕作地のみならずして、葡萄、橄欖等の栽培地も亦た其の例に漏るゝことがなかつた。(出埃及記第二十三章第十一節)。

此の制度は初め土地にのみ適用せられたるものであるが、總がて其の適用の範圍を擴張し、申命記第十五章第一節以下に従へば、一切の債權者は總べて七年目毎に其の債務者を釋放す可きことを命せらるゝに至つた。之れに對して例外を成すものは惟り異國人に對する債務であつた。而して此の第七年放釋の年近きを理由として其の貧しき兄弟に對する貸付を拒否す可きものではない。(同第九節)。「汝の神エホバの汝に賜ふ地に於て若し汝の兄弟の貧しき人、汝の門の中に居らば其の貧しき兄弟に向ひて汝の心を剛愎かたくにする勿れ、又た汝の手を閉る勿れ。必ず汝の手を是れに開き、必ず其の要もとむる物を之れに貸與へて之れが乏しきを補ふ可し。」(同第七、八節)。「貧しき者は何時までも國に絶ゆること無かる可ければ、我れ汝

に命じて言ふ、汝必ず汝の國の中なる汝の兄弟の惱める者と貧しき者とに汝の手を開く可し」(同第十一節)。之れを行ふ者の上には神の祝福降る可く、之れを行はざる者は與へられざる者の訴へに由りて罪を得可きである。即ち斯くの如き神法の目的とする所は是れに由つて同民族の間に於ける貧富の隔絶を防止せんとするに在ること疑ひなき所である。

彼れ等の間に在つては被備者と雖も、決して無告の境涯に在るものではない。貧民は必ず日没前に其の勞銀を受く可きものであつた。(利未記第十九章第十三節)。自己の主人を避けて逃亡せる被備者は之れを其の主人に交付す可きものに非ずして、之れを保護給養して其の選ぶ所に従つて居住せしむ可きことを命せられた。(申命記第二十三章第十五、六節)。「淨き住居すまひにまします神は孤兒の父、寡婦やもめの審士さしきびなるが故に、(詩篇第六十八篇第五節)、法は是れ等のものゝ保護に意を用ふること最も大であつた。寡婦の衣服を質に取つてはならない。寡婦と孤兒とは彼れ等の饗宴に招せらる可きものである。特に貧民の保護救助を目的として設定せられたる制度は、貧民に對する什一と稱せられたる第二の十分一の徴收であ

つた。第一の十分一の徴收はレビ人に屬する。猶ほ残れるものは再び十分一を徴せられる、而して最初の二ケ年間に於て初穂を神前に獻げて祝宴を張るの用に供せられたる此の第二の十分一の所産は第三年目には住居内に於ける饗宴の用に供せられる、而して之れにはレビ人、旅客、孤子及び寡婦が招せられる。(申命記第十四章第二十八、九節及び第二十六章第十二、三節)。

而も斯くの如き律法的訓戒は人民の觀念と一致せるものであつた。而して是れ等のものゝ中に表明せられたる温順の精神がイスラエル人の實生活中に發動しつゝあることは此の人民の詩篇及び箴言によつて明かである。貧困者に對する憐憫は正しきイスラエル人の性格中に缺く可らざる特性である。「正しき者は終日ひねり恵みて貸し與ふ」(詩篇第三十七篇第二十六節)、「弱き人を顧みる者は幸ひなり」(同第四十一篇第一節)、「恵みを施し貸すことを爲す者は幸ひなり」(同第百十二篇第五節)と云ふが如きは是れである。正しき人の表象たる神は貧しき者の父として現れる。之れに反して無慈悲は不信心の特色である。「惡しき者は殘忍を以て其の憐憫と做す」(箴言第十二章第二節)。神自身は己れを信する者に對して憐みの心

深く温良なるが故に、父の愛情を有し、慈悲に満つ。従つて貧しき者を虐ぐる者は其の造り主を侮るものであり、彼れを尊ぶ者は貧しき者を憐れむ者である。(同第十四章第三十一節)。其處には貧民に對する侮辱の跡を看出すこと能はずして、却つて彼れ等は神の寵遇最も大なる者と看做されてゐる。神は彼れ等を保護し、彼を保證し、彼れ等を塵芥と糞土とより上げ、諸侯と共に座せしむる。(詩篇第百十三れ等の權利篇第七節)。而して慈愛深き神は報酬として人類より愛情を要求する。正直仁慈なる行爲は犠牲に勝りて神を喜ばしむるものである。「我が悦ぶ所の斷食は惡の繩をほつき、鞭の綱を解き、虐げらるゝ者を放ち去らしめ、總べての鞭を折るなどの事に非ずや。又た飢ゑたる者に汝の麵包を分ち與へ、漂へる貧しき者を汝の家に入れ、裸なるものを見て之れに着せ、己が骨肉に身を隠さざるなどの事に非ずや」。(以塞亞書第五十八章第六、七節)。Gerhard Uhlhorn, Christian Charity in the Ancient Church, Am. trans., 1883, pp. 44-47.)

加之ならず、其處には亦た安息年の制度と並んで謂ゆるヨベルの年の制度が規定せられて居つた。「汝安息の年を七次數ふ可し。是れ即ち七年を七回数ふるなり。安息の年七次の間は即ち四十九年なり。七月の十日に汝喇叭の聲を鳴り渡らしむ可し。即ち贖罪の日に汝等國の中に普く喇叭を吹き鳴らさしめ、斯くて其の第五十年を聖め、國中の一切の人民に宣れ示す可し。此の年は汝等にはヨベルの年なり。汝等各々其の產業に歸る可し。汝の隣に物を賣り、又たは汝の隣の手より物を買ふ時は汝等互に相欺く可らず。ヨベルの後の年の數に従ひて汝其の隣より買ふことを爲す可し。彼れも亦た其の果を得可き年の數に従ひて汝に賣ることを爲す可きなり。年の數多き時は汝其の値を増し、年の數少なき時は汝其の値を減す可し。即ち彼れ其の果の多少に従ひて是れを汝に賣る可きなり」と説かれたる「利未記」第二十五章第八節以下の規定は是れである。ヘブルの立法者は是れに依つて不平等なる富の發達を禁止し、古來の社會制度たる家族及び種族財産の制度の全然消滅し去るを防止し、其の人民をして彼れ等の土地に固定せしめんことを努めたるものである。此の制度の行はるゝ限り、土地賣買は一種の貸借關係以上に出づること能はずして其の價格の如きも第五十年節の遠近に由つて相違す可きものであつた。而して縱令ひ斯くの如き土地法は嘗て完全に行はる

、ことなかりしとするも、農民たる彼れ等の性質、商工業の缺無、其の全生活の單純、殊に又た神によりて總べての人に課せられたる義務として勞作を尊重するの習慣は窮乏と富裕との大なる對立を抑制し得たのである。

三

然しながら舊約全書に現れたる慈悲仁愛は民族的であり、法律的であつた。眞個の慈善の心髓たる普遍性と自由とは未だ存在して居らなかつた。固よりイスラエル人が愛す可きことを命せられたる謂ゆる「隣人」を以て單に其の同國人のみを意味するものであると説くならば、それは餘りに偏狹なる解釋を舊約書に向つて下すものである。「汝は其の隣人を愛し可し」と云ふ戒律から、而も汝の敵を憎む可し」と云ふ逆の戒律を抜き出したとしたならば、それは法利賽流の解釋である。之れに反して「箴言」は却つて「汝の仇若し飢えなば、之れに糧を喰はせ、若し渴かば之れに水を飲ませよ。汝、斯くするは火を之れが首に積むなり。エホバ、汝に報ひ賜ふ可し」と訓ふる。(同第二十五章第二十一、二節)。而して是に謂ゆる「仇」は民族的の敵に非ずして、個人的の仇を云ふものであるが故に、異郷人、非イスラエル人は彼れ等が

單に異郷人であり非イスラエル人なるの理由を以て仇と看做さるゝものではなかつた。異郷の居留者「汝の門の内に居る他國の人」は決して無權利のものではなかつた。「他國の人にも自れの國の人にも其の條例は同一なる可し」(民數紀略「第九章第十四節」)。「汝他國の人を惱す可らず、又た之れを虐ぐ可らず、汝等もエジプトの國に居る時は他國の人たりしなり」(出埃及記「第二十二章第二十一節、同第二十三章第九節」)。「刈り残りの穀物と遺穂とが彼れ等の爲めに殘され、又た彼れ等が饗宴に招かれたることは既に之れを述べた」(利未記「第十九章第九節、同第二十三章第二十二節、申命記「第十四章第二十八、九節、同第二十六章第十一、十二節」)。神は又た彼れ等の同民族の如く異郷民を待遇す可きことをすら命ずる。「汝等と共に居る他國の人をば汝等の中間に生れたる者の如くし、己れの如くに之れを愛す可し」と云ふもの即ち是れである。(利未記「第十九章第三十四節」)。加之ならず、奴隸も亦た其の主人の殘忍と刻薄とから保護せられてゐた。(出埃及記「第二十一章第二十節以下參照」)。ソロモンは献堂式に於ける祈禱に際しイスラエルの子孫ならざる者の爲めに祈つてゐる。尊敬に値する人々として傳へられたるメルキセデク及び

アビメレク、正直の典型たるヨブは孰れも他國人であつた。

而も異郷人は全然自國民と同一の特権を有するものではなかつた。其の同國人より徴することを禁せられたる一切の利子は他國人に對しては許容せられ、申命記第二十三章第十九節、他國人の債務は七年目に於ても其の同國人に對するものと等しく放釋せらるゝことなく、同第十五章第三節、又た彼れ等は土地を相續することを得なかつた(前項參照)。而して純然たる異郷人の場合は他國の居留民のそれは同一ではなかつた。他國人と雖も全然神の保護に漏れたるものではないが、而もイスラエルは神の子、神の家子である。(出埃及記第四章第二十二節)。従つて彼れ等は他に比して卓越せる特権を有するものである。舊約の宗教は猶ほ民族の殼の裡に鎖されてゐた。其の社會觀には人間として人間を觀察するの風が缺けてゐた。加之ならず、エホバは其の人民が自己に順服するを條件として彼れ等を保護す可き聖約を爲せるものである。彼れ等が神法に服従する正當なる動機は、此の神的立法者の約諾に對する信念と其の刑罰に對する恐怖とである。「夫れ順ふ事は犠牲に勝り、聽く事は牡羊の脂に勝るなり。違逆は魔術の罪の如く、抗

戻は虚しき物に仕ふる如く、偶像に仕ふるが如し。汝エホバの言を棄てたるに由りエホバも亦た汝を棄て、王たらざらしめ給ふ。是れ實にサムエルがサウルに云へる言である。(撒母耳前書第十五章第二十二、二十三節) 神は其の民に、エジプト人の物を取る可きを命じ、(出埃及記第三章第二十二節)、彼れを措きて他の神に犠牲を献ぐる者を殺せと命ずる(同第二十二章第二十節)。洵にエホバは妬み、且つ仇を報ゆる神、エホバは仇を報ゆる者、又た忿怒の主、エホバは己れに逆ふ者に仇を報ひ、己れに敵する者に向ひて憤恨を含む者なり。エホバは怒ることの遅く能力の大なる者、又た罰す可き者をば必ず赦すことを爲ざる者、エホバの道は旋風に在り、雲は其の足の塵なり。彼れ海を指し示して之れを乾かし、河々をして悉く涸れしむ、バシヤン及びカルメルの艸木は枯れ、レバノンの花は凋む。彼れの前には山々動き嶺々溶く、彼れの前には地噴き上り、世界及び其の中に住む者皆な吹き上げらる。誰か其の憤恨に當ることを得ん。誰か其の燃ゆる忿怒に堪ふることを得ん。其の震怒の注ぐこと火の如し、巖も之れが爲めに裂く。エホバは善なる者にして患難の時の要害なり。彼れは己れに倚り頼む者を善く知り給ふものである。(拿

翁書第一章第二節以下。

四

然しながら生活は觀念よりも強大であつた。漂浪のヘブル人が豊饒なるカナンの人に定住して農業を以て其の社會の基礎と爲し、急速に優越なるカナン文明の影響を受くるに至りたる時、遊牧民の宗教生活は農業生活の新要求に對して不適當なることを示した。砂漠の神であるエホバは墾圃、葡萄園及び橄欖樹の收益を増大することが出来なかつた。カナン人の神はバアル (Ba'al, Bālu, Bel) である。バアルは生殖及び生産力の宗教的象徴であり、之れに對する女神 Asherah (Ishar, Astarte) は容受性を表す。彼れは牡牛に乗り、其の手に葡萄と石榴の束を持つ。彼れは日の神として禮拜せられ、其の神像は光の冠を戴く。アシトールスは又日月の女神であり、屢々新月の象徴の下に表出せられる。神前には香を焼き、牡牛を犠牲とするのみならず、時には人身御供が捧げられ、自己の兒童を焚きて燔祭とするものすらある〔耶利米亞記第十九章第五節〕。其の祭壇は多く崇邱及び屋上に設けられる。(前掲及び同第三十二章第二十九節)。女神は多く小林に祭られ、石榴と鵪

が之れに献げられる。バアルの神事に供せられたる崇邱と祭壇とは臆がて喧噪なる歡樂の巷と化し、其の献祭は豪奢なる酒宴と化し、アシトールスの聖林は男女の密會所と化した。單純素樸なるエホバは次第にイスラエルの子孫によりて背き去られんとする。彼れ等は或ひは彼れに被らしむるにバアルの性質を以てし、或ひはバアルの祭祀に倣ひてエホバの神事を改め、或ひは又た全然古き神を棄て、新しき神に移つた。

原始的状態の崩潰と變化とは攻守兩様の目的を以て行はれたる幾多の戦争によつて助勢せられた。戦争と其の勝敗とは西紀前第十世紀に於て農業民族の間に中央政府を形成し、克く外敵の侵襲に對して其の邊境を防禦し、其の利益を保護し得可き國王を戴かんとするの希望を生じた。イスラエルの地の中には何處にも鐵工なかりき。是はペリシテ人へブルの劍或ひは槍を作ることを恐れたればなり。イスラエル人皆な其の耜、鋤、斧、耒、即ち耜、鋤、三齒、鋤、斧の鏃に缺けありて之れを鍛ひ改さんとする時、又たは鏃を尖らさんとする時は常にペリシテ人の所に下れり。(撒母耳前書第十三章第十九—廿一節)と記されたる憐れなるイスラエル人

は今や其の四方の敵を破りて自己を安泰の地位に置き、敵もなく、殃わざはひもなき天下の太平を謳歌することを得るに至つた。(撒母耳後書第七章第一節、列王紀略上第五章第四節)。金銀の進貢は山を成した。農業は榮えた。イスラエルの民はカナンを征服して後、隊商の通路と海岸の一部を領有するに至れるが爲めに勤勉にして航海に慣れたるフェニシア人と觸接すること爲つた。豊饒なるイスラエルの國土は克く隊商に對して其の所要を供給することが出来た。彼れ等は一方に於てエジプトの地に發達せる労働組織の方法を移植することにも、他方には工業的技術をフェニシア人に俟つことが出来た。生産力大なる其の國土と商業に便なる其の地位とは著しく工業の發達を阻害した。エジプト、カルデア及びフェニシアの生産物が容易に利用せられ得る所に在つては殆んど自國の工業を發達せしむるの要を見なかつた。イスラエルの民は其の力を羊毛、穀物、果實、油及び葡萄酒等の如き原料品の生産に用ひ、是れ等のものを輸出して凡ゆる種類の織物及び其の他の製造品を國外より輸入せるの觀があつた。ソロモンが宮殿を建設せる時、其の所要の材料と技工とは多く之れを其の隣邦に依頼した。ソロモンは其の領

内に殘存せる被征服民の子孫に對して奴隸の徵募を行つた。(列王紀略第九章第二十二、二十一節)。彼れはレバノンに於て建築資料を得るが爲めに使用せらる可き無數の労働者を全地に徵募した。而して三萬の、謂ゆる徵募人は三ヶ月の中一ヶ月をレバノンの石切場に於て強制労働に服す可きものであつた、ソロモンは負載にんおび者七萬人、山に於て石を碩る者八萬人を有してゐた。尙ほ其の外に工事の長たる官吏の數三千三百人を算した。(同第五章第十三―十六節)。(被征服民に對する強制労働と共に、イスラエルの民に對する食料の徵收も亦た彼れ等に對する堪え難き負擔であつた。而してソロモンの子レハバムが其の父の賦課せる負擔を軽減することを斷乎として拒みたる時、イスラエルの十族は彼れに對して叛起したのである。同第十二章第十四節)。

ソロモンが其の地位を利用して自己の爲めに貿易に従事せることも疑ひなき所である。彼れは便宜の地點に互市場を設け又た遠洋貿易を行つた。ソロモン王エドムの地、紅海の濱に於てエラテの邊ほとなるエジプトンダベルにて船數隻を造れり。ヒラム海の事を知れる舟人なる其の僕をソロモンの僕と共に其の船にて遣

せり。彼れ等オフルに至り、其處より金四百二十タラントを取りて之れをソロモン王の所に携ち來る」。〔同第九章第二十六―二十八節〕。彼れは海にタルシ、の船を有して、ヒラムの船と共に在らしめ、タルシ、の船をして三年に一度び金銀象牙猿猴及び孔雀を載せて來らしめた。〔同第一章第二十二節〕。王はエジプト、スリア及びベテの間に宏大なる通商を行つた。ソロモンは其の行政の一部として商企業を編制し、價格を制規して巨大なる取引を行つた。ソロモンの馬を獲たるはエジプトとコアよりなり。即ち王の商賈コアより價值を以て取れり。エジプトより上り出づる戰車一輛は銀六百にして馬は百五十なりき。斯くの如くヘテ人の總べての王等及びスリアの王等の爲めに其の手をもて取出せり。〔同第十章第二十八―九節〕。W. Cunningham, *An Essay on the Western Civilization, in its economic aspects*, Ancient Times, 1902, pp. 49-50, 51.]

第九及び第八世紀に於けるエドムとの戰爭は經濟上の戰爭であつた。エサウの子孫なる「イスラエルの兄弟」エドム人は今や其の世々の仇敵と爲つた。オフルより金を輸致し、印度より珍奇なる財貨を齎すが爲めにはアカバ灣頭の要港エラテを征服しなければならなかつた。ヨシヤバテ〔列王紀略上〕第二十二章第四十八節、ヨラム、アマシヤ及びアザリアは總べてアカバ灣附近に戰つた、而してスリアの王レゲンが再びエラテの港を占領したる時、エダヤ人を此處より逐ひ出した。〔列王紀略下〕第十六章第六節。北には、海邊に住み、舟の泊る海邊に住はん、其の界はシドンに及ぶ可しと告られたる〔創世記第四十九章第十三節〕ゼブルンの族が居つた。イスラエルは農業に於て又た商業に於てカナン文明と同一の高さに到達した、斯くて又た彼れ等はバアルの宗教に降つて、金色の犢の前に踊つた。〔M. Baer, *Social Struggles in Antiquity*, trans. by H. J. Stenning, 1922, pp. 24-25.〕

斯くて世は滔々としてバアルの禮拜に趨かんとしつゝあるの時、砂漠の漂浪民の如くに出で立てる豫言者等は失はれんとする神の爲めに叫んだ。彼れ等はエホバの本性に關する高貴なる觀念に導かれて、時人の日常生活に是れ等の觀念を實施せんとを主張した。彼れ等は人民の行爲と現實の狀態とがエホバの名によつて表示せらるゝ模範觀念の包有する所よりも遙かに降れを認めたる時、彼れ等は熱烈に嚴烈なる社會的經濟的理想を宣言し、是れ等理想の實現を阻害する一切

のものを峻酷に否議した。主としてエリヤ及びエリシヤを支配せるものは猶ほ純乎たる宗教上の傳統的的感情であつたが、アモス、イザヤ及びエレミヤ等に至つては彼れ等を動かせる宗教的衝動と共に其の提示せる社會的經濟的模範觀念に由つて注意せらる可きものである。多數の人民は深き悲みを以て經濟的發達の跡を眺めた。前代に於ける自由民の尊き誇は失はれて、大多數は奴隸の境涯に陥つた。往古の父權的同胞主義は全く其の跡を絶つに至つた。貧富の懸隔は次第に大と爲つて行く。一般人民は痛切に貧富の隔絶が永く二個の相異なる社會階級を構成することなき社會組織に憧憬した。古の族宗的生活と集合財産の制度に復歸せんとするの熱望は彼れ等の心胸に溢れた。西紀前第九世紀の頃よりして社會的平等を宣傳する預言者は日毎に彼れ等の前に現れつゝあつたのである。所有階級が豊饒の神、享樂の神、利得の神たるバアルに歸依しつゝある間に、無産の境涯に陥れる階級は一般に種族的團結の神、共同所有の神、慈悲仁愛の神と看做されたるエホバに依り絶つた。失はれたる遊牧時代と種族的社會組織とは黄金時として無産階級の眼に映じた。預言者は是れ等無産階級の陣頭に立つて率直に

社會的正義を要求し、世界の審判者としてエホバの名を呼んだ。無産階級は其の困窮に臨んでエホバと其の預言者と共に救済を求めた。「預言者の徒ともがらの妻の中なる一人の婦人エリシヤに呼よばりて云ひけるは、汝の僕なる我が夫死ねり。汝の僕のエホバを畏れしことは汝の知る所なり。今債主來りて、我が二人の子を取りて奴僕と爲さんとす。」(列王紀略下第四章第一節)。

ヘブルの預言者が絶えず高調しつゝあつた所のものは「正義」であつた。正義に相當するヘブル語は *mishpat* であつて正義、秩序、法律、正道、法律上の權利等種々なる意義に使用せられる。(Emory S. Bogardus, A History of Social Thought, 1922, p. 58.)。彼れ等は漸次社會的倫理を以て宗教の最も重要なる要素として承認せざるを得ざるに至つた。這個宗教的轉化の過程が或る程度まで完成せられた時、エホバは種族的、地方的の神たる性質を脱して一般的なる正義の神と爲つた。斯くて預言者等はヘブル遊牧民の原始的なる社會的偶像を眞理と人道の普遍的なる神の地位に高めた。彼れ等自身は又たカナンの政治的狀態と地理的地位とに依つて國民的指導者から世界的預言者と爲つた。カナンは小亞細亞とエジプトとの間の橋

頭堡を形成し、斯くて又た當時に在つて相頡頏せる二大世界的帝國を連結する鏈環であつた。是れが爲めに其の國土は侵入の危険に遭遇すること多く、兩帝國角逐の土俵と爲つたのであるが、而も斯くの如き歴史的盛衰は其の猶太の住民の知性をして敏活ならしめた。預言者等は其の眼を互に覇權を争ひつゝある大帝國の上に注いだ。彼れ等は社會的正義の天秤に掛けて人と物と政府と國土との價値を秤つた。アツスリア人、バビロニア人、エジプト人及びペルシヤ人は何れもエホバの手中に於ける方便と爲り、彼れの意志と計畫とは世界に侵徹した。凡ゆる現世的勢力の崩潰の中に莊嚴不可攻なる精神的世界的帝國は出現する、而して其の中心を占むるものはイスラエルである。預言者はイスラエル及びユダを襲ふ可き災禍と彼れ等の究竟の淨化並びに又た人類の放釋——エホバがユダヤ人を通じて普く全人類の上に弘布す可き靈魂の勝利、正義と公平と寵愛と憐憫との支配に由つて、弓箭は折られ、戰爭、軋轢、内外の鬭争より放釋せらるゝ事を豫言する者と爲つた。〔何西阿書第二章第十八、九節、Beer, op. cit. pp. 27-29.〕

五

アモスは烈しく特殊の社會的特權を非議し、其の社會的驕慢と經濟的不正とを詰つて、富裕階級を威嚇する。アモスは支配者並びに社會的權勢の地位に在る一切の人々に課するに先づ第一に貧民及び流寓者をして、搾取を免れしむるの義務を以てする。アモスは嚴しく「公道を菌蕪に變し、正義を地に擲つ總べての者を攻撃する。〔亞麼士書第五章第七節〕、彼れは貧しき者を踏みつけ、麥の贖物を之れより取り、正しき者を虐げ、賄賂を取り、門に於て貧しき者を推し枉げ、正義を行ふことを知らず、虐げ取りし物と奪ひたる物とを其の宮殿に積み蓄ふる者を呪ふ。〔同第三章第十節、同第五章第十一、二節〕。彼れ等は犠牲と祈禱とに由りてエホバの要求を満し得たりと信ずる。然も彼れの要求する所は犠牲と祈禱とに非ずして正義と公道とである。我れは汝等の節筵を惡み、且つ藐視む、又た汝等の集會を悦ばじ。汝等我れに燔祭又たは素祭を献ぐるとも我れ之れを受け納れじ、汝等の肥たる糧の感謝祭は我れ之れを願みじ。汝等の歌の聲を我が前に絶て。汝等の琴の音は我れ之れを聴かじ。公道を水の如くに、正義を盡きざる河の如くに流れしめよ。イスラエルの家よ、汝等は四十年荒野に居りし間、犠牲と供物を我れに献げたりし

や。(同第二十一―五節)。熱烈なる攻撃は不正を行ふ私人、樹を小ならしめ、不正の秤を使用する商人、正しき者を金の爲めに賣り、貧しき者を鞋一足の爲めに賣り、弱き者の頭に地の塵の在らんとを喘ぎて求め、柔き者の道を曲げ、又た質に取れる衣服を一切の壇の傍に敷きて其の上に偃し、罰金を以て得たる酒を其神の家に飲む者の上にも及んだ。(同第二章第六―八節)。アモスは石の宮殿に住ひ、自ら象牙の牀に臥し、寢臺の上に身を伸し、群れの中より羔羊を取り、圈の中より犢牛を取りて食ひ、琴の音に合はせて唱ひ、噪ぎ、ダビデの如くに樂器を製り出し、大盃をもて酒を飲み、最も貴き膏を身に抹り、ヨセフの艱難を憂へざる者、を非難する。(同第六章第四―六節)。此テコアの牧者、アモスによつて初めて普遍的なる神の觀念が表明せられた。アモスはエホバを以てイスラエルの子孫の外に尙ほ他の人民の神と宣言した。「エホバ言ひ賜ふ、イスラエルの子孫よ、我れは汝等を視るとエテオピア人を視るが如くするに非ずや。我れはイスラエルをエジプトの國より、ペリシテ人をカフトルより、スリア人をキルより導き來りしに非ずや」云々と。(同第九章第七節)。イスラエルの王國には既に誠實なく、愛情なく、神を知ることなく、唯だ詛ひ、偽り、

慶應義塾の

三田通りの

カフェー

米

華

堂

電話高輪二二六六

●カルピスとソーダ水

●熱いコーヒーと紅茶

●宴會至便料理と菓子御存じの美味

慶應義塾制服御用

安價でヌタイルの鞆
新な冬服外套は總て
弊店へ御注文を

皆様

今迄御使用の教科書類

で御不用のものは値の下らぬ

今の内一日も早く御譲り

下さいませ

御葉書一本でござらへても

御伺ひ致します

三田通り

稲津洋服店

電話高輪 三三四三番

三田通正門前

大進堂書店

電話高輪 三三六八番

人を殺し、物を盗み、姦淫を事として、互に相襲ひ、血は血に次ぎて流るゝが故に、エカバは此の地に住める者と争ふに至つた。(何西阿書第四章第一、二節)。イスラエルは其の富を誇るに至つた。商人は其の手に詭詐の權衡を持ち、好んで欺き取ることを爲した。「而してエフィムは言ふ、誠に我れは富める者と爲れり、我れは身に財寶を得たり、總べて我が勞したることの中に罪を得可き不義を看出す者なかる可し」と。(同第十二章第七、八節)。彼れ等は惡を耕し不義を穫り收め、虚偽の果を食つた。(同第十章第十節)。神の彼れ等に對する言葉は悲しかつた。神はイスラエルの幼かりし時之れを愛した。彼れは其の子等をエジプトから呼び出した。彼れ等は呼ばるゝに隨ひて、愈々其の呼ぶ者に遠ざかり、且つ諸々のバアルに犠牲を献げ、彫りたる偶像に香を焚いた。(同第十一章第一、二節)。

牛は其の主を知り、驢馬は其の主人の厩を知る。されど、イスラエルは識らず、我が民は覺らず。「以賽亞書第一章第三節」。社會的罪惡に對する聖戰はアモソの子イザヤによつて繼續せられた。イザヤは曩きにアモスがイスラエルの王國に於て非難の聲を上げたるに等しき不正不義をユダの王國に於て看出した。「汝等の

長輩は叛きて盜人の伴侶と爲り、各々賄賂を喜び、贓財を追ひ求め、孤子に公平を行はず、寡婦の訟は彼れ等の前に出づること能はず。」(同第一章第二十三節)。エホバは其の民の長老と諸君主とを裁きて言はん、汝等は葡萄園を喰ひ荒せり。貧しき者より掠め取りたる物は汝等の家に在り。如何なれば汝等我が民を蹂躪り、貧しき者の面を磨り碎くや。」(同第三章第十四、五節)。貧民、寡婦及び孤兒は抑壓せられ強搾せられ、小農民は其の所有地を剝奪せられて、大財産は形成せられる。「禍ひなるかな、彼れ等は家に家を建て、田圃に田圃を増し加へて、餘地を剩さず、己れ獨り國の中に住んとす。」(第五章第八節)。イザヤは烈しく「不義の掟てを定め、暴虐の言葉を録す者、乏しき者の訴訟を受けず、貧しき者の權利を剝奪し、寡婦の資産を奪ひ、孤兒の所有を掠むるものを糺斷する。神は總べて昂ぶる者を低下し、驕る者を屈し、唯だ自己のみを高く掲げんとする。」(同第二章第十一節)。神の支配は即ち正義の支配である。神の審判の下る時、謙讓なる者はエホバによりて其の歡喜を増し、貧困なる者はイスラエルの聖者によりて快樂を受くる。暴戾なる者は亡せ、邪曲の機を窺ふ者は悉く滅せられる。萬軍の主エホバは公平によつて崇められ、聖なる神は正義によつて聖とせられる。

雜 錄

原始基督教と共產主義

的思想 (上)

三 邊 金 藏

(左の一篇はマックス、ベエヤの「古代に於ける社會鬭争」中より其最後の章を抜けるものにして、共產主義的思想を原始基督教の中に指摘せる點に興味を覺えたるが爲めなり。讀者の中に更に詳細なる研究を企つる者出でんならば、余輩がベエヤに對し拙譯を以て其金玉の文を汚したる罪は蓋し償はれて大に餘る所あらん也。)

一、キリスト前のパレスティン

基督紀元に先立つ二世紀間に於て猶太人の政治的及び道德的狀態は極めて悲劇的となつた。

パピロン追放より歸つて後、猶太人は一個の宗教的社會を形成した。其政治は神政的であつたが、併しパレスティンは政治的には初めはペルシヤ帝國の下に、次にはマセドニア帝國の下に重要ならざる一地方を形くつて居つたのであつて、マセドニアの滅亡後は更にシリアの一部となり、猶太人を漸次に希臘化するセルキディア人の治下に在つたのである。然るに其後アンテイオチユス、エビファネスが強いてエホバ神崇拜を根絶せしめんとして多數の殉教者を出すに至るや、此國の敬虔なる住民はこれに背叛して立ち、シリアの攻撃軍を破りて終にユダス・マツカベエスの下に政治的獨立を獲得したのであるが、此數年間に於ける非常なる屈辱と不可思議なる救濟とは又た非常に猶太教に對する信仰を強くしたのであつて、帝國主義者の世界王國の破滅と猶太人の支配の下に神の王國出現す可し